

新旧対照表（変更箇所）

FOCUS スパコン ISV 事業者用アカウント利用規程

改正前	改正後
（経費の負担） 第 5 条 I S V 事業者用アカウントのアカウント発行手数料及び第 2 条第 1 号もしくは第 2 号の利用目的を満たすアカウントの利用については、無償とする。 2 第 2 条第 3 号に該当すると財団が認める利用目的における当該アカウントの利用について、以下の範囲での計算資源利用を、無償とする。 (1) 財団が指定する範囲において、その利用を許可した並列性能測定 (2) 既存の環境での動作と、F O C U S スパコン上での動作に差異が生じた場合の、原因調査や対策を検討するためのジョブ実行 3 第 4 条第 3 項、前項第 1 号及び第 2 号に定める範囲を超えて計算資源を利用する場合は、無償の範囲も含め、使用した経費の全額を負担するものとする。	（経費の負担） 第 5 条 I S V 事業者用アカウントのアカウント発行手数料及び第 2 条第 1 号もしくは第 2 号の利用目的を満たすアカウントの利用については、無償とする。 2 第 2 条第 3 号に該当すると財団が認める利用目的における当該アカウントの利用について、以下の範囲での計算資源利用を、無償とする。 (1) 財団が指定する範囲において、その利用を許可した並列性能測定 (2) 既存の環境での動作と、F O C U S スパコン上での動作に差異が生じた場合の、原因調査や対策を検討するためのジョブ実行 3 第 4 条第 3 項、前項第 1 号及び第 2 号に定める範囲を超えて計算資源を利用する場合は、無償の範囲も含め、使用した経費の全額を負担するものとする。 <u>4 第 2 項第 1 号に定める並列性能測定のうち、計算資源を予約（日単位、月単位等）しての利用を希望した場合は、その利用の全てを有償とする。</u> <u>5 財団が特に認めた場合は、利用経費の減免等を行う場合がある。</u>

(予約利用) 第6条 前条に定める並列性能測定を実施する際、計算資源を予約(日単位、月単位等)しての利用を希望した場合、前条の定めに関わらず、その利用の全てを有償とする。	削除
(追加ストレージ領域) 第7条 プロジェクトに付随するホーム領域のほか、追加でストレージの利用を希望する利用者は、その旨を利用目的と併せて財団に申し出ること。財団はその利用目的が適切であるかを審査し、適切であると認められる場合は、追加ストレージ領域へのストレージの追加を認める。 (以下、略)	(追加ストレージ領域) <u>第6条</u> プロジェクトに付随するホーム領域のほか、追加でストレージの利用を希望する利用者は、その旨を利用目的と併せて財団に申し出ること。財団はその利用目的が適切であるかを審査し、適切であると認められる場合は、追加ストレージ領域へのストレージの追加を認める。 (以下、略)
(附 則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。	(附 則) この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程の変更は、平成28年4月1日から施行する。 <u>この規程の変更は、平成29年7月1日から施行する。</u>